

国立大学法人富山大学遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会規則

平成18年1月19日制定

平成18年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成20年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成24年10月1日改正

平成26年6月24日改正

平成28年12月1日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程第3条第2項の規定に基づき、富山大学遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究（以下「遺伝子解析研究」という。）の実施計画を倫理的、法的、社会的及び科学的な観点から総合的に審査し、指針を与える。
- (2) 遺伝子解析研究の在り方について必要な事項を調査し、検討する。
- (3) その他遺伝子解析研究に関し学長が諮問する事項について調査し、検討する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院医学薬学研究部教授会医学系教授部会から選出された基礎系の教授 1人
- (2) 大学院医学薬学研究部教授会医学系教授部会から選出された臨床系の教授（附属病院の教授を含む。） 2人
- (3) 大学院医学薬学研究部教授会医学系教授部会から選出された看護系の教授 1人
- (4) 大学院医学薬学研究部教授会薬学系教授部会から選出された教授 1人
- (5) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
- (6) 富山大学（杉谷キャンパス）教養教育教員会議から選出された教授又は准教授 1人
- (7) 倫理・法律を含む人文・社会科学面の学外の有識者 若干人
- (8) 自然科学面の学外の有識者 若干人
- (9) 社会の意見を反映できる学外の有識者 若干人
- (10) 医学分野以外の学内の教授又は准教授（倫理委員会が必要と認めた場合） 若干人
- (11) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第7号から第11号までに掲げる委員は、学長が委嘱する。

3 前項第1号から第11号までに掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が審査の対象となる遺伝子解析研究の研究責任者又は研究担当者(以下「研究遂行者」という。)となるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

2 委員長は、研究遂行者の出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第3条第1項第7号又は第9号に掲げる委員が1人以上出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、原則として出席委員全員の合意により決定するものとする。

3 第3条第1項第1号から第6号までの委員が研究遂行者になるときは、自己の申請に係る審査に加わることができない。

4 審査の判定は、次の各号のいずれかの表示により行う。

(1) 非該当

(2) 承認

(3) 条件付承認

(4) 変更の勧告

(5) 不承認

(議事要旨等の公開)

第7条 本規則及び議事要旨等は、公開しなければならない。ただし、公開することによって、試料等提供者及びその家族の人権、研究の独創性又は知的財産権の保護に支障を生ずるおそれがあると委員会が認めるときは、当該部分を非公開とすることができる。

(審査結果の報告)

第8条 委員会は、審査終了後、速やかに、その審査結果を審査結果報告書(別紙様式)により学長に報告しなければならない。

2 前項の報告をするに当たり、審査の判定結果が第6条第4項第3号から第5号までの一に該当する場合には、理由等を記入しなければならない。

(専門委員会)

第9条 委員会に、遺伝子解析研究について専門的立場から調査し、検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 委員会は、必要に応じ専門委員会委員の出席を求めて、調査・検討結果の報告を受け、討議に加えることができる。ただし、議決に加えることができない。

3 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
(秘密の保持)

第10条 委員会の委員及び委員であった者は、審査を行う上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、法令又は裁判所の命令など正当な理由がある場合は、この限りでない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、病院事務部病院経営企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年1月19日から施行する。

2 この規程施行の際、現に改正前の富山医科薬科大学遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会規程第4条の規定により富山医科薬科大学遺伝子解析研究に関する倫理審査委員である者は、この規程の第3条第1項の規定により選出された委員とみなす。ただし、その任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年10月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

富山大学長 殿

富山大学
遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会
委員長

審 査 結 果 報 告 書

受付番号

課題名

研究責任者 所属 職名 氏名

先に諮問のあった上記課題に係る遺伝解析研究計画を、平成 年 月 日の
本委員会では審査した結果、下記のとおり判定したので報告します。
記

【判 定】

非 該 当
変更の勧告

承 認
不 承 認

条件付承認

【理由又は勧告】